

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

一昨日六月十九日の原子力規制委員会において、いわゆる新規制基準が決定されたわけがあります。この間、新基準案に対するパブリックコメントが実施をされてきました。多くが批判、疑問、危惧を呈する意見だと承知しておりますが、田中委員長に伺います。

冒頭に、幾つあったかという数は紹介があったんですが、改めて、骨子段階と条文段階のそれぞれで寄せられた意見は何件で、うち、内容的に取り入れた変更点は何件あるのか、そして、寄せられた意見を受けて原案から最も変更したという点、これは何でしょうか。

○田中政府特別補佐人 パブリックコメントは二月と四月に二度行っておりまして、最初のパブリックコメントでは約四千四百件の意見をいただきました。また、後の方では二千百件の意見をいただいております。

これらのパブリックコメントにつきましては、一つ一つ精査させていただきまして、全体として、それを反映した修正等は大体百点余りになっております。

全体として、主なところ、どういうところが大きく変わったのかということでもありますけれども、基準はあくまでも性能要求であるということで、その点が明確になるように記載したことでございます。それから、電源車あるいは可搬型注水設備の予備の台数については、明確に事業者が設定できるようにしたというようなことがございます。

これら多数の修正を行いましたけれども、これらは基準の技術的内容を根本から変更するものではなくて、主として表現の適正化にかかわるものでございます。

全てのパブリックコメントとそれに対する答えについては、私どものホームページに全て記載させていただいております。

○笠井委員 技術的な表現等が主だということで、ほとんどないわけです。たかだかその程度ということでありまして、十九日の会議では、作成に携わった規制庁職員にねぎらいの言葉があるくらいで、パブコメについても事務局から簡単に紹介があったというくらいで、委員会では特段そのことについて改めて議論もなく、ほとんど反映されていない。検討チームの議論を文字どおり追認してしまっただけというふうに言えると思います。

そこで、関係法令等は、求めていたらようやくけさになって、これが三冊あるんです、そのうち一冊持ってきましたけれども、膨大なものであります。幾つか聞きたいと思います。

新基準の大前提の一つは、重大事故である炉心の著しい損傷が起きて、フィルターベント等を行えば、水素爆発は起きずに、炉心溶融でも格納容器は守られて、放射性物質の大量放出は防げるというものであります。

そこで田中委員長に伺いますが、東京電力福島第一原発事故の原因究明に関する原子力規制委員会としての作業というのは今はどういう段階にあるのか、今後どういう段取りでやるんでしょうか。

○田中政府特別補佐人 福島第一原子力発電所の事故調査につきましては、先般、いわゆる事故調査検討委員会を設けて、今、議論を重ねています。

その中で、いわゆるIC、冷却装置からの配管が破断して水が漏れたのではないかというような国会の事故調の御指摘等もありましたので、そこについては大分調査ができる段階に

なりましたので、私どもの職員が現場に入りまして確認をして、先日、その検討結果を事故調査委員会に報告したところでございます。

いずれにしましても、現場は非常に線量が高い状態ですので、今回も三ミリシーベルトから四ミリシーベルトぐらいの被曝、十五分ぐらいの調査でその程度の被曝量になっております。ですから、たびたびというわけにはいきませんので、十分に、どういった点を現場で調査したらいいかということを見きわめてから現地調査に入るということで、一つ一つ、少し時間はかかるかと思いますが、きちっと事故調査を進めていきたいというふうに思っています。

○笠井委員 まさに時間はかかるということで、規制委員会としての原因究明も始まったばかりということであります。なのに、新基準で挙げた追加対策をとらせれば放射性物質の大量放出は防げるとどうして断言できるのかという問題が出てくる。

そこで伺いますが、新基準では、格納容器の破損を防ぐために、格納容器から放射性物質を大気中に放出するベントを行うというふうにしております。七月から施行される改正原子炉等規制法は、第一条の「目的」で、原発で重大な事故が起きた場合に、放射性物質が異常な水準で原発の外へ出ることによる災害を防止することというふうに定めております。

田中委員長は、ベントにより放出するセシウム137、これについて言えば、最悪の場合でも百テラベクレルに抑えたいということをおの間繰り返して答弁されましたけれども、この百テラベクレルという数字自体、これは異常な水準の放出ということにはならないんですか。

○田中政府特別補佐人 このたびの新規制基準では、シビアアクシデント対策を非常に重視しております。基本的に、放射能は外に出さない、環境に出さないということが基本であります。とは申しましても、それを絶対出ないんだということにしてしまうと、安全神話に陥ります。

そこで、万が一そういったことが起こった場合でも、百テラベクレル、セシウムで百テラベクレルと申しますのは、以前にも申し上げましたけれども、大体、今回の福島で出たセシウムの百分の一以下、それから、世界のいろいろな基準を見ましても、百テラベクレルというようところが最大厳しいところでございますので、そういったことを、百テラベクレル以下になるような対応をするようにということで、性能的にそういったことを求めているという、そういう目安になっております。

○笠井委員 私が伺ったのは、百テラベクレルというのは異常な水準でないと言えるかどうかということです。

○田中政府特別補佐人 百テラベクレル自体が異常な水準かどうかというよりも、そういった事態が起こるといふ、せざるを得ないような状況が起こるといふことは、やはり異常な状況だといふふうに思っています。

○笠井委員 しかもそれ以外に、希ガスなど取り除けない核種もあるということはこの間も指摘したとおりでありまして、これでどうして原発を運転してよいという基準になると言えるのかということになります。

しかも、格納容器のフィルターベントの設置にしても、計画さえあればよいというものではないかという問題があります。

お手元の配付資料は、主な原子力発電所のフィルターベント設置状況の一覧であります。資源エネルギー庁提出資料をもとに整理したものであります。

PWR、加圧水型には五年間の猶予が与えられて、軒並み、二〇一五年度、一六年度完了予定（未着工）とか検討中とか、数年後完了めどに検討中というものであります。設置が必須の沸騰水型、BWRでも検討中というものも多いわけで、これらについても、設置の基本方針の認可、つまり、計画の段階であって工事の着工あるいは完了をしていなくても、規制基準に適合しているとみなして再稼働の申請を受け付けるということなんでしょうか。

○田中政府特別補佐人 新規規制基準におきましては、炉心損傷が発生した場合に、格納容器の破損を防止するため、格納容器内雰囲気圧力の低下及び温度を低下させる設備、手順等の整備を求めています。この要求内容については、PWRであってもBWRであっても違いはありません。この要求を満たす限りにおいて、事業者がさまざまな対策を選択できるようにしてあります。

具体的には、加圧水型原子炉については、一般に格納容器の容積がBWRと比べまして比較的大きいこともありまして、格納容器再循環ユニットの設置で足りると考えられております。一方、沸騰水型、いわゆるBWR型の原子炉については、格納容器が小さいので、フィルターベント設備の設置が必要になると考えているところでございます。

PWRとBWRでフィルターベントの要否が異なっているというのは、炉型の違いによって結果としてそういった必要になる対策に違いが生じているものでありまして、機械的に五年の猶予を決めたものではございません。

○笠井委員 いずれにしても、PWRにしたって、炉型が違うと言われても、五年の猶予でつくれという話をするわけですから、結局、計画さえあれば事故が防げるということになるというそういうことにはならないわけで、それでもいいということになると、これは絵に描いた餅そのものであります。新たな基準と言うなら、設置工事が完了して検査に合格するまで稼働の申請は受け付けないというのが筋じゃないかと思えます。

今回、原発の運転期間を四十年と定める制度が導入をされて、原子力規制委員会の基準に適合していると認められれば、さらに二十年延長することができるとしております。

六月十二日に原子力規制庁は、この点について、パブリックコメントの意見と対応について公表いたしました。そして、運転期間延長の認可基準について次の意見がありました。「認可時点で最新の技術基準に適合していることを確認するとしているが、新規規制基準への対応工事に時間がかかり完了していない場合でも、プラントの安全性を科学的・工学的に評価し、その結果に基づき延長の可否を判断してほしい。」これはどこから出た意見ですか。

○田中政府特別補佐人 どこから出たかということは今私は承知しておりませんので、後ほど、調べてお答えさせていただきたいと思えます。

○笠井委員 一般市民がこういう意見を出すはずがないので、電力会社と誰でも考える問題であります。

その意見に対して原子力規制庁は、延長の認可に必要な対策工事が完了していなくても、工事計画さえ認可されていれば運転の延長を認める、対策工事が完了していなくても、あるいは着手さえしていなくても、書類上で計画が認可されていれば、電力会社は四十年を超えて最大六十年まで運転延長できる、こういう趣旨の回答を行っていると思うんですけども、間違いありませんか。

○田中政府特別補佐人 延長を認めるということと運転開始を認めるということは違ったこととございまして、一応、今現実に四十年を超えているものあるいは四十年に近い炉がありますので、そういったものに対する対応としてそういう判断をさせていただいております。

○笠井委員 原発の運転延長の許可を求めるんだったら、電力会社は、計画段階じゃなくて、実際に対策工事が完了してから認可を申請して審査を受けることが当たり前、当然の手順じゃないかと思うんです。

「新規制基準への対応工事に時間がかかり」というのは電力会社のものとしか考えられない意見ですけれども、計画だけでよしとできるのか。結局、規制委員会はそういう電力会社の意見を酌んだだけじゃないんですか。その辺はどうなんですか。

○田中政府特別補佐人 計画だけで認可をするわけではございません。そういった計画を認可し、実際にその計画に基づいてきちっとした対策がとられているということを確認した上で運転の可否を判断するということとございます。

○笠井委員 では、計画だけではそういう申請は受け付けないということでもいいんですね。

○田中政府特別補佐人 四十年ということが原則としてありますので、四十年を超えているような今現実にそういう炉もございまして、実際の対策にはそれなりの時間がかかるということがあって、その間に四十年を超すというようなことも、そういう炉もございまして、そういったものに対する一つの判断として私どもが示したものでございます。

○笠井委員 要するに、そういう場合には、判断の中でそういうことはあり得るということでしょう。計画でもいいという話じゃないですか。私は、そういうことでは本当に許されないとと思うんです。

田中委員長は、重大事故が起きたらベントにより放射性物質を放出する、周辺住民には避難を求めるということで繰り返し答弁されてきました。本年二月十三日の記者会見では、規制基準と防災計画は法的にはつながっていないけれども、車の両輪で、どちらかが不十分では問題があるとも言われてきたわけで、そして、計画ができるように鋭意努力して支援していると言われたけれども、五月三十一日の時点で依然二割強がまだ未策定で、福井県と県内全市町村、鹿児島県の出水市などもまだまだであります。これで再稼働なんてあり得ない。

田中委員長も車の両輪と言われますけれども、米国ではもっと厳密で、セットでしか認可されていないわけで、国連の社会権規約委員会でも、対処に関する地域ごとの準備が不十分なことに対して、改めて懸念を表明しているわけであります。

そういう中で、地元にしたって、説明が不十分というのがNHKの調査でも六五%という状況の中で、実際に重大事故が起こったら規制委員会としてどう責任をとるつもりか。田中委員長、その辺はどうですか。

○田中政府特別補佐人 いわゆる新規制基準についての説明については、今後、状況を踏まえまして、地方の自治体等にもきちっと説明をする機会を設けていきたいと思っております。今検討中とございます。

いわゆる防災基準というものは、以前にもお答えさせていただきましたけれども、私どものいわゆる稼働可能かどうかという判断と直接リンクするものではございませんけれども、

住民の方が防災について安心していただけないとなかなかそういったものが、再稼働とかそういうことの段階になれば了解いただくのは難しいだろうというふうなことで申し上げたことでありまして、法的な意味で申し上げたわけではございません。

○笠井委員 時間になりましたので終わりますが、田中委員長は世界でも一番厳しい規制基準というふうに繰り返し今回も言われていますけれども、計画さえあればよしという問題もあったり、あるいは防災計画がなくなってもそれでもよしということで、全く実態が伴っていない。旧態依然たる安全神話の復活というふうに言われても仕方がない話であります。

国民の安全を置き去りにした原発の再稼働ありき、スケジュールありきの新基準だと厳しく指摘をして、きょうは質問を終わります。